

資料編

1 勝浦市環境基本計画

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁などの身近な公害問題や、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたり、また、経済や社会の状況と相互に関連・複雑化するものとなっています。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

本市においても、河川の水質汚濁、廃棄物の不法投棄など、様々な環境問題が発生している中、これらの問題を解消し、次の世代に住みよい環境を受け継ぐことの必要性から、2003（平成15）年度から2012（平成24）年度を計画期間とする「勝浦市地域環境総合計画」（以下「第1次計画」という。）を2002（平成14）年度に策定し、将来の望ましい環境像を実現するために、市民・事業者・市のそれぞれが取り組むべき指針を定めました。

この間、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、自然の持つ圧倒的な力を前に人間の力の限界、さらに大量に資源やエネルギーを消費する今日のあり方を見つめ直す必要性を改めて認識させられ、また第1次計画の未達成な部分や課題も残されている中で、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度を計画期間とし、名称を「勝浦市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）に改めた計画を、2013（平成25）年度に策定しました。

その後、2015（平成27）年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）においては、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。

また、日本においては、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」、2018（平成30）年に「第5次環境基本計画」、「第4次循環型社会形成推進基本計画」、2021（令和3）年に「第6次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される役割や環境保全施策の推進に向けた具体的な指標などが示されました。

さらに、2020（令和2）年には、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、2021（令和3）年には、2030（令和12）年に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で46%削減することが表明されました。

このような状況の中、第2次計画策定後10年が経過し、計画期間が満了になったことから、これまでの取り組みのみならず、地球温暖化対策の更なる強化や気候変動への適応などを踏まえ、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度を計画期間とした「第3次勝浦市環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）を、2022（令和4）年度に策定しました。なお、第3次計画については、実施事業の進み具合や新規に取組むべき項目の必要性に応じて柔軟に修正を行う予定です。

（基本理念）

基本理念 『人と自然と資源が生きる 未来に向けた環境まちづくり』

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 基本方針1 | 「未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す」 |
| 基本方針2 | 「自然の恵みをもたらす海・山・川との共生」 |
| 基本方針3 | 「安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る」 |
| 基本方針4 | 「将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会」 |
| 基本方針5 | 「市民・地域のパワーが發揮される参加・協働のまち」 |

各種施策の展開・推進

2 勝浦市環境保全条例

(目的)

本条例は、生活環境の保全を目的として、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、また、公害防止のための規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

(責務)

市………環境の保全を図るため、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施し、また、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供します。

事業者…事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じ、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。

市民……環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

(施策)

市は、騒音、振動及び悪臭等をはじめとする公害により、良好な生活環境を損なうことのないように必要な規制の措置を講ずるとともに、公害の防止に係る知識の普及及び啓発を図り、公害防止に関する市民の意識の高揚に努めます。

(規制基準)

騒音、振動及び悪臭等を規制するために、様々な規制基準を定めていますので、これらを発生させる者は、規制基準を遵守しなければなりません。

(特定施設設置の届出)

工場又は事業場に設置される機械及び施設のうち、著しい騒音、振動及び悪臭を発生する施設であって規則で定める施設を設置しようとする者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

(特定作業実施の届出)

著しい騒音、振動及び悪臭を発生する作業のうち規則で定める作業であって、業として当該作業を行おうとする者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

(特定建設作業実施の届出)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動及び悪臭を発生させる作業であって規則で定める作業を実施する者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

(拡声器使用の制限)

拡声器の使用方法、使用時間等について規則で定めています。

(飲食店営業等における音響機器使用時間の制限)

飲食店等の深夜営業による騒音を規制し、基準を定めています。

(勧告・命令)

特定施設が設置されている工場等又は特定作業場所周辺の生活環境が損なわれ、規制基準に適合していないと判断された場合、市長は改善勧告及び改善命令をすることができます。

3 勝浦市きれい住みよい環境づくり条例

(目的)

勝浦市環境保全条例では、市民の健康で文化的な生活の確保や、騒音、振動及び悪臭などの公害を防止するため、各種の規制や届出等について規定しています。

しかしながら、近年私たちの周辺では、生活環境の変化により当該条例だけでは対応が困難な事案が多くなりました。

また、法での規定はあるものの即応できないポイ捨てや放置自動車などの問題は、法規制のみでは対応が困難がありました。このため、「ポイ捨て禁止条例」、「草刈り条例」、「放置自動車条例」など、それぞれに対応する条例を各自治体で制定し対応していましたが、これらの条例については、いずれも「まち」の清潔保持、環境美化を目的としており、市民生活に支障となる行為を防止するためのものであるため、市では、これらを一括にまとめた「勝浦市きれい住みよい環境づくり条例」を2003（平成15）年4月より施行し対応することとしました。

(概要)

・空缶類等の投棄行為等の禁止等

ポイ捨てごみ防止の観点から、現行の法令規制外のごみ投棄、放置を禁止するとともに、違反行為への処分手続きを定めています。

・ごみ集積所の清潔保持等

環境衛生の向上と快適な市民生活の観点から、ごみ集積所の利用管理に関する一般ルールを定めるとともに、不適正なごみ出しに対する規制手続きを定めています。

・愛玩動物等の管理

犬、猫その他のペットにより引き起こされるごみの散乱、糞、あるいは臭気や鳴き声など環境美化や衛生の保持その他環境上の迷惑行為の防止に関する基準を定めています。

・空地等の管理

空地及び空家の適正な管理を促すことにより、ごみ等の投棄防止、病害虫の発生を防止し、環境衛生の保持を図るための基準や規制手続きを定めています。

・自動車の放置行為の禁止等

自動車や二輪車（50cc未満の原付を除く）放置行為を禁止するとともに、所有者不明の車両の処理についての基準や規制手続きを定めています。

4 勝浦市空家等対策の促進に関する条例

(目的)

少子高齢化や人口減少に伴う空家の増加、既存建物の老朽化に伴う倒壊の危険性や公衆衛生・景観の悪化などが全国的に問題となっており、空家問題の解決に的を絞った「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2015（平成27）年2月に施行されました。

当市においては、以前から「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、空家等の適正な管理を促してきました。しかし、所有者等の関心が薄いことや、所有者等の死亡により相続人が複数または特定できなかったために、老朽化が進み倒壊の危険がある状態のまま放置され、周辺住民の安全を脅かしている空家等が増加しています。

このような空家問題を解決していくために、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、防災、衛生、景観等の市民の生活環境を保全することを目的に「勝浦市空家等対策の促進に関する条例」を2017（平成29）年4月1日に施行しました。

(空家等対策計画)

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な方針、特定空家等に対する措置や対処に関する事項などを定めた空家等対策計画を作成することが規定されています。

(協議会)

委員は市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者などから6名以内で組織され、空家等対策計画の作成や変更、特定空家等に対する措置などについて協議します。任期は2年です。

(特定空家等の認定等)

空家等に関し調査等を行い、現に特定空家等であると認められるときは、特定空家等に認定します。認定する際は、あらかじめ協議会の意見を聴きます。

(特定空家等に対する措置)

市は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採、その他必要な措置をするように助言又は指導します。しかし状態の改善が認められないときは勧告、さらに正当な理由がなく勧告に係る措置を行わなかったときは、その勧告に係る措置を履行するよう命令します。しかしその措置が履行されない場合、行政代執行法に基づき代執行します。代執行をしようとする際は、あらかじめ協議会の意見を聴きます。

(緊急措置)

特定空家等の状態により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを緊急に回避する必要がある場合は、必要最低限度の措置を講ずることができます。その際、所有者等に緊急措置に係る通知をし、その経費を請求します。

5 勝浦市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(目的)

土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て、盛土、たい積行為及び土砂等の土質について、従来よりも強力な規制を行うことにより、一層の市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とし、2011（平成23）年9月1日から施行されました。

なお、新条例施行に伴い、従前の「勝浦市小規模埋立等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」は2011（平成23）年9月1日に廃止されました。

(不適正な土砂等の埋立て等の禁止)

勝浦市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条に規定する安全基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行うことはできません。

(許可の申請)

土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500m²以上の埋立て、盛土、たい積を行う場合には、あらかじめ市長の許可が必要になります。

なお、3,000m²以上の場合には許可申請に先立ち、市と事前協議が必要となり、また、埋立てなどをを行う区域より500m以内に居住する世帯から、2分の1以上の承諾を得る必要があります。

(許可の基準)

勝浦市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条に定める事項に適合していると認められた場合、許可を受けることが出来ます。

(土地の所有者)

土砂等の埋立て等に土地を提供しようとするときは、土地の所有者及び権利者は、事前に事業計画の内容について十分説明を受け、土壤の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認して下さい。

6 用語の解説

〈環境一般〉

・典型7公害

公害対策基本法、環境基本法で公害として定義されている、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭をさします。

・規制基準

ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等を発生させる施設の設置又は作業を実施しようとする場合、事業者が遵守しなければならない許容限度のことです。規制基準値は区域の種類及び時間帯ごとに定められており、規制基準を超えた場合には、施設の改善命令や使用の一時停止などの指導対象となります。

・オゾン層の破壊

地球上のオゾンの大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守っていますが、近年、フロンなどの人口化学物質によって破壊されていることが判明しました。

フロンは、冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤として使用されてきました。使用されたフロンは、成層圏に到達し太陽光により分解されますが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊します。

オゾン層の破壊により増加する紫外線は、白内障や皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などの様々な悪影響を及ぼします。

・地球温暖化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の大気中に存在することで地球の平均気温は15℃程度に保たれていますが、人間活動に伴う二酸化炭素の増加や二酸化炭素の吸収源である森林の伐採により、大気中の温室効果ガスの濃度が増し、地球全体の気温が上昇する現象を地球温暖化といいます。

・SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略。

誰一人取り残さない、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015（平成27）年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030（令和12）年を達成年とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

〈大気関係〉

・ダイオキシン

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンを略してダイオキシンといいます。ダイオキシン類と表記されることがあります、これは塩素含有物質等が燃焼する際に発生する狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するものです。ダイオキシンは、250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすいとされており、その特徴は、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能低下などの毒性を有するといわれています。

・揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルな

ど多種多様な物質が含まれます。

・水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的に、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約です。

日本は2013（平成25）年10月10日に同条約に署名後、「水銀による環境汚染の防止に関する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の成立を経て、2016（平成28）年2月2日に締結しました。

2017（平成29）年5月18日に条約発効の要件である締約国数が50ヶ国となり、同年8月16日から発効されました。

・エコドライブ

エコドライブとは、燃費向上のために自動車などのユーザーが行う様々な施策や、こうした配慮を行った運転のことです。自動車は同じ距離を移動するにも、運転方法などによって消費する燃料の量に差が生じます。また、消費する燃料の量の増加に比例し、CO₂排出量も増加するため、地球温暖化防止のため、エコドライブが推進されています。

・アイドリングストップ

駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されています。メーカーや車種により動作基準等は異なりますが、環境問題への意識の高まりや自動車排出ガス規制、エコカーブームを受け、アイドリングストップ機能が搭載されている車種も増えています。

・低公害車

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車ことです。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド自動車のほか燃料電池自動車または低燃費かつ低排出ガス認定車を含みます。

・一般環境大気測定局（千葉県）

地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地など一般的な生活空間の大気汚染物質の測定を行う千葉県が設置した測定局のこと。

・光化学スモッグ

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤などに含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすと「光化学オキシダント」という物質ができ、この濃度が高くなると、遠くの景色やビルが「もや」がかかったように見えにくくなったりします。この「もや」が光化学スモッグです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）から作られた造語です。

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径2.5μm（マイクロメートル）以下のものを微小粒子状物質としてPM2.5と呼んでいます。

物の燃焼などによって直接発生するほか、大気中の化学反応により発生する等、発生のメカニズムについては解明されてない点も多くあり、国及び県において現在研究中です。

・シンチレーションサーベイメータ

放射線測定器のひとつで、ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定します。

〈水質関係〉

・公共用水域

水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路とされています。

・pH（水素イオン濃度）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。pHが7のときに中性、7を越えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。河川におけるpHの環境基準は類型別に定められており、「6.5（あるいは6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめます。

この他、雨水中の溶存物質等により、雨水が強い酸性を示すことがあります。pH5.6以下の雨を酸性雨と定義づけています。

・BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物は、有益な微生物によって硝酸・亜硝酸・炭酸ガス・窒素・炭素などに分解されます。このとき微生物が必要とする酸素の量をBOD（生物化学的酸素要求量）といい、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなります。

・SS（浮遊物質量）

水中に浮遊する直径2mm以下の粒子状物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその量を量ります。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまつて死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。

・T-N（総窒素含有量）／T-P（総りん含有量）

水中に含まれる窒素及びりんの濃度の上昇は、水域の富栄養化を引き起こします。富栄養化の進行した水域では、春から秋にかけて藻類が異常に発生する場合があり、このような現象をアオコといいます。アオコの発生した水域では、透明度が低下するほか、酸欠状態による水生生物や魚類の死亡、藻類の発生する有害物質による水質悪化など、様々な悪影響が生じます。

・DO（溶存酸素量）

有機物を酸化し安定な形にするために必要とされる酸素が水に溶けている量のことであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しくなります。また、BODの数値が高いほどDOは欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生が見られます。

・O-N（有機性窒素含有量）

排水の汚濁の程度を表す指標のひとつです。排水中のアミノ酸・タンパク質などの有機物に含まれています。このものが多いということは、有機物による汚濁度が高いことを示します。

・バイオパネル

窒素酸化物等の分解にすぐれた微生物DB9011（枯草菌の一種で日本、米国、欧州7カ国の特許を取得）を混入した500mm角のパネルです。

この微生物は、腐敗菌、大腸菌、真菌類などへの高い対抗性があり、悪臭の発生している河川に敷設することにより、主要悪臭源である硫化水素の汚水中での発生を抑制する効果があります。

・EM

有用微生物群（Effective Micro-organisms）の略で、自然界に存在する光合成菌・乳酸菌・酵母を主に、80種類以上の微生物が混じり合った液体です。水質汚濁の原因物質となるアンモニアや硫化水素などを栄養源に、有機物を分解する特性を持っているとされています。

市では、浜勝浦川の浄化を目的として、2004（平成16）年度からEMを製造し浄化活動を実施していましたが、2013（平成25）年度に事業を一旦休止し、河川への影響を分析・検証した結果、

休止前後で水質に大きな変化が見られなかつたことなどから、2017（平成29）年度に正式に中止の判断をしました。

・暗渠（あんきよ）

地中に埋設されたあるいは地表にあっても蓋がけして外から見えないようになっている河川や水路のこと。市では浜勝浦川の浄化対策のひとつとして、2014（平成26）年度に浜勝浦橋付近の暗渠化工事を実施しました。

・カドミウム

カドミウムは、金属として銅・銀・ニッケルなどの合金、鉄などの電気メッキ、蓄電池の電極板、原子炉制御棒、ハンダ、銀口ワ、また化合物として顔料、合成樹脂安定剤などの用途に使用されます。この物質は富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病の原因となった物質として知られています。

・シアン

水中のシアンは、シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在します。

シアンを発生する事業場としては、メッキ工場、金属精錬所などがあげられます。

毒物の代名詞となっている、青酸カリに代表されるように、シアン化合物は一般的に毒性が強く、微量でも生物に障害を与えます。

・鉛

鉛は、人類がもっとも古くから用いた金属のひとつです。金属として、あるいは種々の化合物として用途が広く、また、職業病としても長い歴史を持っています。

過剰に摂取すると、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉などを伴う急性胃腸炎を起こし、時には死亡する場合もあります。

鉛は、急性中毒を引き起こすことはまれであり一般的に慢性中毒が問題となります。一日あたりの摂取量が1.0mgを越えると、排泄量を上回って体内蓄積が起こるといわれています。

・クロム

クロムは地殻中に100mg/kg程度含まれ、重金属類の中では鉄、マンガンについて多い物質です。大部分は難溶性で自然水中に含まれることはまれですが、河川水で1～10μg/L、海水で<0.1～5 μg/L程度含まれるとされています。

水中のクロムは通常3価または6価の形で存在しますが、6価クロムは非常に毒性が強く胃腸炎、腎炎、皮膚炎、潰瘍、鼻中隔穿孔、肺ガンなどを引き起こします。

・砒素

元素としての地殻中の存在度は比較的少ない方ですが、一般の河川水中の濃度は平均1.7μg/Lとされています。

人為的な汚染源としては、染料、冶金、製薬、化学、半導体などの工場排水、鉱山排水、農薬などが考えられます。

水質汚濁で問題となるものとしては、常時摂取することによる慢性中毒であり、体重減少、反復性の下痢と便秘、皮膚の色素沈着や角質化、知覚障害、ガンなどの障害が現れるといわれています。

・総水銀

水銀は、紀元前500年以前から知られていた元素で、常温で唯一の液体金属です。水銀は無機水銀及び有機水銀に分けられ、これらの水銀を総称して総水銀といいます。一般的に無機水銀の毒性は低いとされていますが、体内に蓄積されると障害を引き起こすこともあります、重傷の場合死に

至ることもあります。有機水銀はメチル水銀をはじめとするアルキル水銀、フェニル水銀、アリール水銀などがあり、中でもアルキル水銀は毒性が非常に強いためアルキル水銀単独としても規制されています。

- ・**アルキル水銀**

アルキル水銀は水銀の中でも非常に毒性の強い物質で、消化管、肺、皮膚から容易に吸収され、諸臓器、特に脳に蓄積して知覚障害、運動失調、歩行障害、難聴、言語障害、視野狭窄、中枢神経障害などを引き起こします。

アルキル水銀で最も重要なことは、吸収されやすく排泄されにくい性質から高度な生物濃縮が起こることであり、水中の濃度はわずかであっても魚介類の中に高濃度に蓄積されて毒性を発揮する可能性があります。

- ・**PCB**

ベンゼン環が2つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたものです。置換塩素の数と位置によって計算上209種類の異性体が存在します。

PCBは熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙などに用いられましたが、難分解性で生物に蓄積されやすいため、食物連鎖を通じて生物から生物への濃縮蓄積が起こります。

熱媒体として利用されたPCBが製造過程で米ぬか食用油に混入し、それを食べた人に皮膚障害、肝機能障害などの油症を発症した「カネミ油症事件」によりその毒性が注目されました。

〈地盤沈下〉

- ・**天然ガスかん水**

天然ガスを溶存している塩分を多く含んだ地下水で、太古の海水が地下深くに閉じこめられたものです。ヨウ素の含有量も多く、本県一帯の第3紀層中に存在しています。

- ・**沖積層**

1万年ほど前から現在に至るまでの間に堆積した比較的新しい地層です。沖積層は粘土、シルト等で構成され、地下水を豊富に含んだ軟弱地盤であるため、地下水の急激な大量採取が行われた場合、地盤沈下が起こりやすく、軟弱地盤特有の自然圧密によるわずかな沈下も起こりやすいとされています。

- ・**揚水施設**

勝浦市環境保全条例では、「動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上ある時はその断面積の合計）が六平方センチメートルを超えるものをいう。」と規定されています。

- ・**精密水準測量**

地盤沈下の状況を監視する高精度の水準測量です。毎年、定点の標高を観測し、前年度からの変動を求めて、地盤沈下の進行を監視しています。

- ・**地盤沈下観測井**

観測井戸の底から地表面までの地層の収縮量を観測する施設です。通常の井戸の中に揚水設備の替わりに内管を立てた形になっていて、この抜けあがりの状況を測定、記録します。主要な帶水層にストレーナーを設置し、地下水位もあわせて観測する場合が多いようです。

- ・**国土地理院**

日本国内におけるすべての測量の基礎となる測量（基本測量）を行い、一般に国の基本図である「地形図」の発行元として知られています。

〈悪臭関係〉

・特定悪臭物質

悪臭防止法第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」であり、現在22物質が指定されています。

これらの物質について、都道府県知事が必要として指定した地域、物質については敷地境界における濃度等が規制されます。

・アンモニア

し尿臭、刺激臭のある物質で代表的な悪臭物質です。主な発生場所は、アンモニアの合成・工業的な利用の行われる事業場、畜産事業場、化製場、し尿処理場などがあげられます。

・メチルメルカプタン

腐った玉ねぎのような臭いの化学物質です。石油精製・石油化学工場、クラフトパルプ製造工場、化製場、し尿処理場、下水処理場などで多く発生します。

・硫化水素

腐った卵のような臭いのある物質であり、石油精製・石油化学工場、クラフトパルプ・セロファン・ビスコースレーヨン製造業、生体やその排泄物などの分解、腐敗などに伴う畜産事業場、化製場、下水処理場、し尿処理場、ゴミ処理場などにおいて多く発生します。

・硫化メチル

腐ったキャベツのような臭いのある物質であり、クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、し尿処理場、下水処理場、ゴミ処理場などにおいて多く発生します。

・二硫化メチル

腐ったキャベツのような臭いのある物質であり、硫化水素、硫化メチルと同様にクラフトパルプ製造工場、し尿処理場などから多く発生します。

・トリメチルアミン

魚の腐ったような臭いのある物質であり、畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰工場などにおいて多く発生します。

・アセトアルデヒド

青臭い刺激臭のある無色の化学物質であり、エチレンを酸化する方法などによって合成され、酢酸、ブタノール、合成高分子などの製造原料となります。主な発生場所は、アセトアルデヒドの製造工程、アセトアルデヒドを原料とする物質の製造工程から、その他では、自動車排出ガスやたばこの煙から発生します。

・スチレン

ビニルベンゼン、フェニルエチレンとも呼ばれ、芳香ある無色の液体で、ポリスチレン樹脂、ABS樹脂などの原料として利用され、主な発生場所は、化学工場、プラスチック製造業などがあげられます。

〈環境保全関係〉

・特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定されます。個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれ、特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡、引渡し、販売などが原則禁止され、また、野外へはなつ、植える、まくといった行為も禁止されます。

・住宅用太陽光発電設備

屋根の上に太陽電池モジュールを取り付け、太陽の光から電気を作り出すシステムです。作った電気は家庭で使用し、余った電気は電力会社で買い取ります。災害などの停電時でも太陽が照っていれば電気を使用することができます。

・家庭用燃料電池システム（エネファーム）

ガスと空気から電気とお湯を作り出すシステムです。火力発電所等で発電する場合と比較して、電気を使用する場所で発電するため送電口スがなく、排熱は給湯に利用します。

・定置用リチウムイオン蓄電池システム

電力料金が安い夜間に貯めた電力を昼間に使用することで、電力需要ピーク時に電力事業者からの供給電力の使用を抑え、光熱費も削減できます。また災害など非常時の電力確保に役立ちます。

・V2H（ブイツーエイチ）充放電設備

Vehicle to Homeの略。電気自動車またはプラグインハイブリッド車に電気を充電することはもちろん、電気自動車等に蓄電された電気を家庭用に使用することができ、住宅と電気自動車等の間で相互に電気を共有できる設備です。

・電気自動車（EV）

ガソリン車と違い、エンジンの代わりにモーターと駆動用の大容量バッテリーを搭載しており、外部電源から電気を充電することにより、そのバッテリーからの電流が電動モーターを動かし、モーターが回転する力で自動車を走らせます。

・プラグインハイブリッド車（PHEV、PHV）

ハイブリッド車を進化させ、バッテリーへの外部充電機能を持たせたことにより電力供給が可能となっています。多くの場合バッテリー容量がアップしており、EV走行できる距離が伸びています。走行用バッテリーの電気を使い切ってもガソリンエンジンで走行が可能です。

・気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1992（平成4）年の地球サミット（国連環境開発会議）で採択された気候変動枠組条約の締約国により、温室効果ガス排出削減等を協議する会議で、条約に関する最高決定機関です。1995（平成7）年ドイツ・ベルリンで開催された第1回締約国会議（COP1）以来、毎年開催されています。

1997（平成9）年京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、2012（平成24）年までの各国の具体的な温室効果ガス排出削減目標を課した「京都議定書」が採択され、京都議定書第1約束期間（2008-2012）、京都議定書第2約束期間（2013-2020、※日本は参加せず）、また京都議定書第2約束期間に参加しない国の2020（令和2）年までの削減目標等を設定した「カンクン合意」を経て、2015（平成27）年フランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

・パリ協定

2015（平成27）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来、18年ぶりに合意された温暖化問題に対処する国際条約です。

「2020（令和2）年以降の地球温暖化対策にすべての国が参加」、「世界共通の長期目標として平均気温上昇を産業革命から2℃未満、できれば1.5℃に抑える」、「今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標をたて、5年ごとに見直し・報告」「温暖化被害への対応、適応策にも取り組む」「途上国への資金援助を先進国に義務付ける」などが含まれています。

・温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことで、とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン、フロンガスなどが人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)が削減対象の温室効果ガスと定めされました。

・省エネ（省エネルギー）

より少ないエネルギーで社会的・経済的效果が得られるようにすることを省エネ（省エネルギー）と呼んでいます。

オイルショック（石油危機）当時、エネルギーコストの抑制、省資源の視点からのその必要性が告げられましたが、1990年代以降、地球温暖化や大気汚染などの地球環境問題の深刻化に伴い、温室効果ガス排出量の削減等のひとつの手法として強調されるようになりました。また2011（平成23）年3月11日の東日本大震災以降、福島第一原子力発電所の事故に伴い電力供給が大幅に低下したことによって、節電がクローズアップされました。

・原油換算値（省エネ法）

省エネ法におけるエネルギー使用量の算定に用いるもので、燃料、熱及び電気の熱量(GJ:ギガジュール)に0.0258(原油換算係数:kL/GJ)を乗じて求めたものです。この数値が1,500kL以上の事業者は省エネ法の規制対象となります。

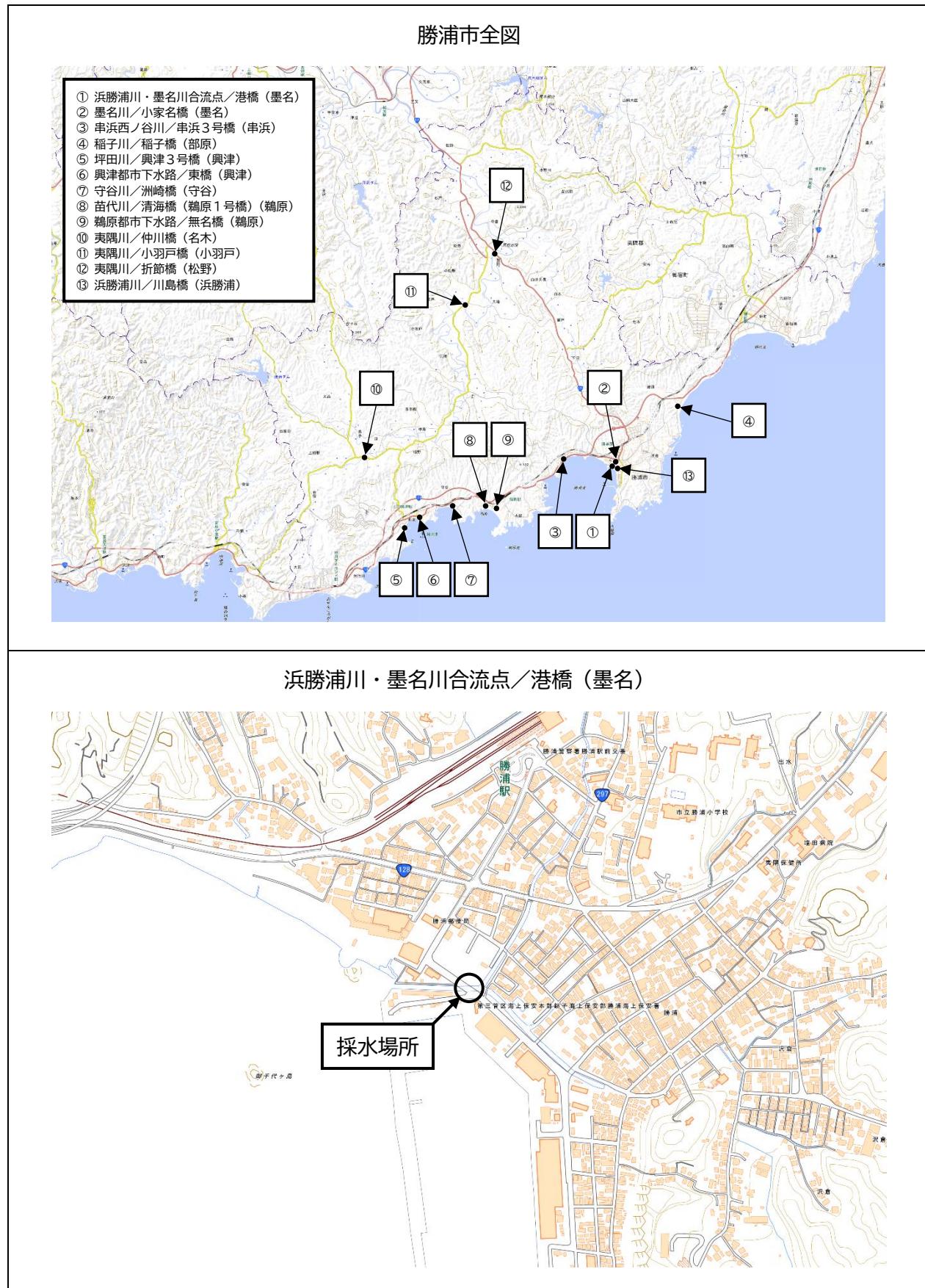
・地域グリーンニューディール基金事業

地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されています。こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省から都道府県・政令指定都市に対し、補助金を交付し、基金を造成したものです。

・グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択することをいいます。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めています。

7 採水場所位置図



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

墨名川／小家名橋（墨名）

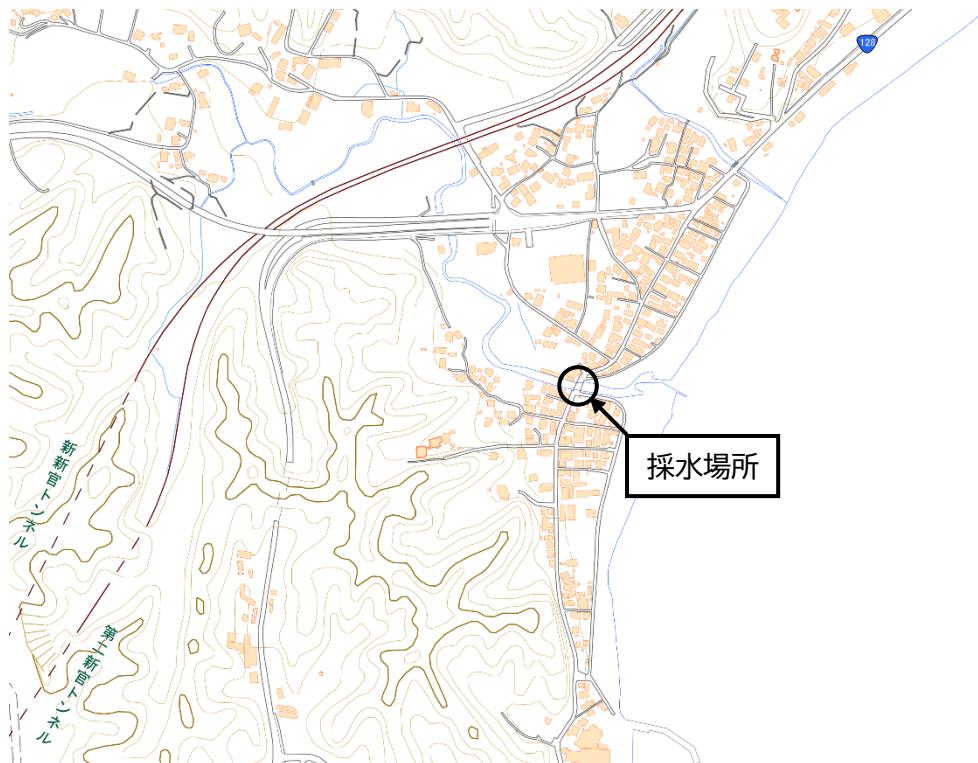


串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

稻子川／稻子橋（部原）



坪田川／興津3号橋（興津）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

興津都市下水路／東橋（興津）



守谷川／洲崎橋（守谷）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

苗代川／清海橋（鵜原1号橋）（鵜原）



鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

夷隅川／仲川橋（名木）



夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

夷隅川／折節橋（松野）



浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載